

〔記入注意〕 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、一級建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者が当該書類の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関
公益社団法人日本建築士会連合会

氏名 建築 士郎

勤務先等

勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
〇〇法人〇〇 〇〇支店 〇〇課	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	H28年 4月～ R4年 12月	6年9月
在職期間(新しい順に記入)	地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二)	
年月～年月	年月数		
R2年4月～R4年12月	2年 9月	係員、主任 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務	
年 年～ 年 月	年 月		
年 年～ 年 月	年 月		

建築士登録の対象実務に従事した時間が、毎月の法定労働時間未満の場合、その割合により「年月数」を調整。

小数点第一位以下は切り捨て。

建築実務の詳細（申請する実務を新しい順に記入）

建築実務経験期間の合計

2年 2月

(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	確認申請図書審査(全〇件)	—	R2年 4月～R4年12月	80 %	2年 2.4月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 6C-01 〕					
確認審査業務において、確認申請書の審査その他必要図書の構造審査の補助(計〇件)、計画通知書の審査補助(計〇件)、中間検査・竣工検査の検査補助(計〇件)、および上記の審査、検査業務に関する運用・解釈に係る相談及び指導を行った。					

(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 〕					

毎月の法定労働時間以上に対象実務に従事した場合においても、割合の上限は「100%」となります。

記入のポイント	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	業務名を記載	未記入と区別するため「-」を記載	RO年〇月～RO年〇月	〇〇%	〇年〇月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 年月～年月がコードを跨ぐ場合は古いコードを記載 〕					
<ul style="list-style-type: none"> 同一の業務で1件当たりの業務期間が1ヵ月未満の場合、1つの欄にまとめて記載可。この場合、実務経験期間内に行った実務の全件数を記載すること。また、確認審査等業務に関連した運用・解釈に係る相談及び指導を行った場合は、その内容も記載すること。 					

【×認められない記入の例】

■類似実務の件数の記載がない。

	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
(1)	確認申請図書審査	—	R2年 4月～R4年 3月	100 %	2年 0月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等) [6C-01] 確認審査業務において、確認申請書、その他必要図書の構造審査の補助を担当した。				

実務経験期間内に行った実務の件数を記入してください。また、確認審査業務に関連した運用・解釈に係る相談及び指導を行った場合はその旨も記載してください。

【証明者に確認の連絡をする例】

■実務経験年数の割に担当した件数が少ない。

	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
(1)	確認申請図書審査 (全3件)	—	R2年 4月～R4年 3月	100 %	2年 0月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等) [6C-01] 確認審査業務において、確認申請書、その他必要図書の構造審査の補助を担当した。 (全3件)				

実務経験年数の年月数と記載された実務内容を比較して、年数の割に業務量が少ないと判断した場合は、実務経歴証明者に対し建築実務の割合が本当に100%であることをお電話で確認させていただくことがあります。

※実務経験年数の考え方は、対象実務に従事した期間です。ある部署に所属して当該部署の業務全般を行った年数ではございません。

※対象実務と並行して対象外の実務を行った場合は、建築実務の割合を用いて年月数を調整してください(ただし、対象実務を月の就業時間以上従事した場合は除く。詳細は実務経歴書の記入要領をご確認ください。)